#### 我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についての資料

#### 1 趣旨

本市の国民健康保険の財政状況は、被保険者の減少による保険税の減収、制度改正に伴う市町村の財政負担を補うための国、県の激変緩和措置に係る財源が年々減少していること、千葉県に納める国民健康保険事業費納付金の負担が年々増加していることから、厳しい状況にあります。平成30年度、平成31年度の決算では、単年度収支が各年とも約1億7千万円の赤字となり、それを補うために国民健康保険財政調整基金を取り崩して対応してきました。

今回、令和3年度の予算編成をしたところ、国民健康保険財政調整基金を全て取り崩したとしても、なお、財源不足が生じる見込みです。

財源不足を補うには、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入や、保険税率の改定の2つの方法が主に考えられます。

しかし、平成30年度の制度改正により財政運営の責任主体となった千葉県が策定した国民健康保険運営方針では、決算補填等を目的とした法定外一般会計繰入は、保険給付と保険料負担の関係性が不明瞭となること、また、被保険者以外の住民に負担を求めることとなることから、計画的に解消・削減を図るべきとされています。また、千葉県は、各市町村が保険料率を決定する際の参考となる市町村算定方式標準保険料率(以下、「標準保険料率」という。)を示し、市町村は、その標準保険料率を参考としつつ、地域の実情を考慮した上で、国民健康保険特別会計における収支が均衡するように実際に賦課する保険料率を決定するものとしています。

以上のことから、収入不足を改善するため、千葉県が示した標準保険料率を参考に保 険税率を次のとおり改定するものです。

#### 【用語解説】

国民健康保険料(税):国民健康保険の負担については、医療保険の保険料としての性格を持つものですが、市町村の選択により、保険「料」の形式をとる以外に、徴収上の便宜として保険「税」の形式を 採ることが認められています。我孫子市では、保険税を選択しています。

国民健康保険事業費納付金:市町村が都道府県に納める納付金です。都道府県が医療給付費等の見込みを立てた上て、公費等の拠出で賄われる部分を除いた額を国民健康保険事業費納付金の額として、これを市町村ごとに決定するものです。

**国民健康保険財政調整基金**:年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金。財源に余裕がある年度に積み立てておき、財源不足が生じた年度に活用するものです。

**法定外一般会計繰入**:主に国民健康保険特別会計における歳出に対する歳入の財源不足を補う目的で一般会計から繰り入れるものです。

標準保険料率:国民健康保険事業費納付金を納めるために必要とされる保険税率です。都道府県が市町村でとに算定します。市町村は、算定された標準保険料率を参考に、保険税率を決定するものです。

## 2 保険税率改定(案)の内容

被保険者に係る賦課額の保険税率を次のとおりとします。

なお保険税率改定案については、千葉県が示す標準保険料率を参考にしています。

賦課区分	賦課項目	現行	改定案	引上額等	
医療保険分	所得割	7.25%	据置	_	
	均等割	18,000 円	据置	_	
	平等割	18,600 円	据置	_	
後期高齢者 支援分	所得割	2.00% <b>2.75%</b>		0.75%	
	均等割	4,200 円	6,200 円	2,000 円	
介護保険分	所得割	1.55%	1.75%	0.20%	
	均等割	12,600 円	15,200 円	2,600 円	

#### ○保険税の計算方法

次の計算方法により計算し、合算された額が年間保険税となります。

·所得割・・・前年の所得に応じて計算(賦課対象所得×所得割率)

・均等割・・・加入者数に応じて計算

・平等割・・・1世帯ごとに計算

# 3 千葉県が示す標準保険料率の推移

(1)確定係数による標準保険料率と現行保険税率

賦課区分	中部電視		現行			
	賦課項目	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度	保険税率	
医療保険分	所得割	7.32%	7.42%	6.90%	7.25%	
	均等割	18,895 円	19,743 円	18,457 円	18,000 円	
	平等割	18,951 円	20,061 円	18,981 円	18,600 円	
後期高齢者 支援分	所得割	1.95%	2.01%	2.76%	2.00%	
	均等割	4,260 円	4,535 円	6,240 円	4,200 円	
介護保険分	所得割	1.46%	1.52%	1.75%	1.55%	
	均等割	12,907 円	13,571 円	15,207 円	12,600 円	

<sup>※</sup>令和2年度の確定係数の算定で示された後期高齢者支援分と介護保険分の標準保険料率を参考に 保険税率の改定案としています。

# 4 被保険者数と世帯数の推移



## 5 決算の推移

単位:千円

年度	H27	H28	H29	H30	H31
歳入(A)	16,359,167	15,612,794	15,394,454	13,176,366	12,096,570
歳出(B)	15,939,689	14,905,462	14,649,925	13,052,015	12,042,330
形式収支(C=A-B)	419,478	707,332	744,529	124,351	54,240
翌年度へ繰り越すべき財源(D)	0	0	0	0	0
実質収支(E=C-D)	419,478	707,332	744,529	124,351	54,240
前年度実質収支(F)	729,563	419,478	707,332	744,529	124,351
単年度収支(G=E-F)	△310,085	287,854	37,197	△620,178	△70,111
基金積立金(H)	149,000	0	120,000	450,081	0
基金繰入金(I)	0	250,000	0	0	100,000
実質単年度収支(J=G+H-I)	△161,085	37,854	157,197	△170,097	△170,111

<sup>※</sup>平成30年度から広域化に移行しています。

# 6 国民健康保険財政調整基金保有額の推移

単位:千円

年 度	H27	H28	H29	H30	H31	R 2 予算ベース	R 3 予算ベース
基金積立	149,000	0	120,000	450,081	0	0	0
基金取崩	0	250,000	0	0	100,000	239,197	230,884
年度末保有額	250,000	0	120,000	570,081	470,081	230,884	0

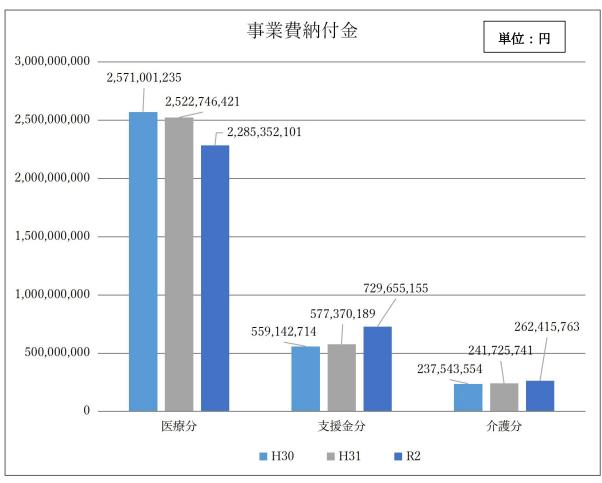
※平成30年度から広域化に移行しています。

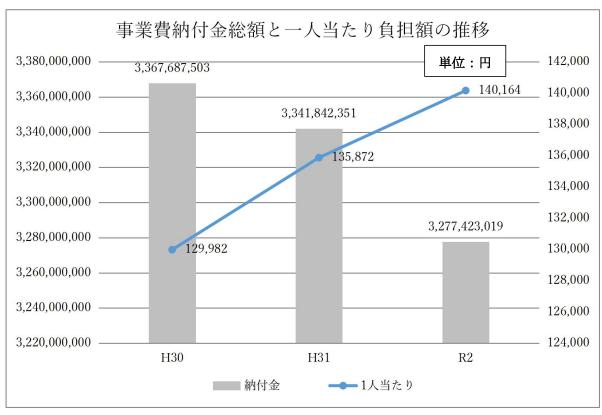
※令和2年度は12月補正(見込)後の数値

※令和3年度は基金を全額取り崩した場合

### 7 国民健康保険事業費納付金の推移

国民健康保険事業費納付金の総額は年々減少していますが、一人当たりの納付金額は増加傾向にあります。





# 8 所得階級別世帯人員別世帯分布表(令和2年10月15日時点)

FIGABLEHOVE	所得階級別世帯人員別世帯数							世帯数	構 成
所得階級	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	合 計	割合
未申告	989	268	148	42	22	7	0	1,476	8.29
0円	2,487	339	72	19	4	3	0	2,924	16.42
約100万円以下	2,248	889	152	32	8	1	0	3,330	18.70
約100万円台	2,480	1,704	215	53	14	2	1	4,469	25.09
約200万円台	291	176	187	65	15	4	0	2,492	13.99
約300万円台	184	98	106	56	12	2	1	1,181	6.63
約400万円台	165	78	60	29	15	2	0	573	3.22
約500万円台	184	98	32	15	11	0	0	340	1.91
約600万円台	165	78	28	25	3	2	1	302	1.70
約700万円台	95	38	10	12	1	1	0	157	0.88
約800万円台	91	37	15	8	0	0	0	151	0.85
約900万円台	44	10	4	7	0	0	0	65	0.36
1000万円以上	183	104	37	19	6	1	0	350	1.97
合計	11,115	5,108	1,066	382	111	25	3	17,810	100
構成割合	62.41	28.68	5.99	2.14	0.62	0.14	0.10	100	

<sup>※</sup>この表により国民健康保険加入世帯の世帯所得の状況や、世帯人数の傾向を確認することができます。

- ○世帯所得200万円以下の世帯が占める割合が多く、全体の約82%を占めている。
- ○1人世帯の割合が62.41%、2人世帯の割合が28.68%となっており、1人世帯、 2人世帯が全体の約91%を占めている。